

平成28年度危険物安全週間

（期間 6月5日～6月11日）

平成28年度推進標語

『危険物 決めろ無事故の ストライク』

市消防本部では主に次の取り組みを実施します。

- 市広報誌などによる広報、ポスターなどによる啓発普及
- 危険物施設などへの立入検査

セルフスタンドを安全に利用するために

セルフスタンドの増加により、自分で給油する機会が増えましたが、ガソリンは「危険物」です。全国的に、静電気による火災や、ガソリンの吹きこぼれ事故が起きています。給油の際には、次の事項に十分注意して安全な給油作業を心がけてください。

①エンジンをかけたまま給油しない
指定された場所に停車し、必ずエンジン停止してください。自動車から降りるときは、ドアや窓を閉めてください。

②給油前に静電気を除去する
帯電したまま給油キャップを開け

ると、放電スパークして、ガソリンの可燃性蒸気に引火するおそれがあります。

給油の前には、静電気除去シートや車の金属部分に触れて、静電気を除去してください。

③燃料の種類を再確認する

社用車やレンタカーなど、普段使用しない車両に給油する場合は特に注意が必要です。

給油ノズルには燃料の種類表示とともに、ハイオクが「黄」、レギュラーが「赤」、軽油が「緑」に色づけされていますので、確認したうえで給油してください。

④正確な操作で給油する

給油ノズルを確実に差し込んだうえで、レバーを止まるところまで確実に引き、しっかりと握って給油してください。

※確実に差し込めない場合や少しずつ給油した場合、オートストッパー（満タン時の自動給油停止装置）が作動しない場合があります。

⑤注ぎ足しをしない

オートストッパーが作動し、給油が自動的に停止したら、吹きこぼれるおそれがありますので、それ以上は給油しないでください。



ガソリン携行缶の取り扱いにご注意ください

農機具や発電機の燃料タンクにガソリン携行缶から給油する際、取り扱いの不注意による引火・爆発事故が発生しています。

ガソリンは、引火性・着火性の高い危険物です。消防法では、危険物の貯蔵や取り扱いについてさまざまな規制を行っています。一定量以上の危険物の取り扱い、危険物取扱者免許の保有者が行うか、または免許保有者の立ち合いが必要となります。

しかし、取り扱う危険物が少量であれば、一般の方々も取り扱うことができるため、危険物の危険性を理解せず取り扱いを行ったときに事故が発生しています。

危険物を取り扱う機械器具や危険物を収納する容器に記載されている取扱説明を必ず読み、給油方法や給油の際の注意事項、危険物の危険性を十分理解したうえで危険物の取り扱いを行ってください。

携行缶を使用した給油時の注意事項

- ・給油の際は、必ずエンジンを停止する。
- ・周囲に火気がないことを確認する。
- ・風通しの良い場所で行う。
- ・携行缶を地面に置くなどして静電気の除去を行う。
- ・タンクキャップを外す前に、圧力調整ネジを緩めて内圧を解放する。
- ・給油ノズルを確実に取り付ける。

【お問い合わせ先】

市消防本部消防課

☎ 32・0119 / FAX 32・3595

Mail: shoubou@city.komatsushima.tokushima.jp